

東京都北区公式フェイスブック運用ポリシー

26 北政広第 2839 号
平成 27 年 2 月 21 日

(目的)

第1条 このポリシーは、東京都北区（以下「区」という。）がフェイスブック（Facebook）の公式フェイスブックページ（以下「公式ページ」という。）を区民等への情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 このポリシーにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公式ページ 区が開設・運用するユーザー名から発信するフェイスブックページ
- (2) アカウント フェイスブックを運用するために取得した権利及びユーザー名
- (3) シェア 自己の近況、撮影した写真、お気に入りのサイト等を他のアカウントと共有することができる機能
- (4) 「いいね」機能 他のアカウント又はページの内容に対し、肯定的な意思を表示し、自らのアカウントとつながりを持つことができる機能

(運営主体)

第3条 公式ページの運営主体は区とし、アカウントの管理及び情報の発信は、政策経営部広報課が行う。

2 公式ページを運営するにあたって、情報の作成、発信、更新の決定及び公式ページ管理者の選定は、政策経営部広報課長（以下「課長」という。）が行うこととし、公式ページ管理者は、情報の作成、発信及び更新に係る事務を行う。

3 ユーザー名は、**kita.city.tokyo** とする。

(情報発信)

第4条 情報の発信は、課長又は課長の指示のもと公式ページ管理者が公式ページから行うものとする。

(アカウント運用者の明示)

第5条 なりすましによる誤情報の流布を防ぐため、運営主体として公式ページのユーザー名及び URL を北区公式ホームページに明示する。

(アカウント運用主体、発信内容等の明示)

第6条 区は、このポリシーで定めるアカウントの運営主体、発信する内容、発信方法等について、公式ページ内に明示する。

(掲載内容)

第7条 公式ページには、次に掲げるものを掲載する。

- (1) 区内で発生した地震、大雨、暴風等の気象情報

- (2) 区内で発生した災害情報
 - (3) 区の事務事業に関する情報
 - (4) その他、課長が適当と認めるもの
- (他のフェイスブックページへのコメント等)

第8条 公式ページには、原則として、区が発信する情報のみを掲載する。

2 区以外のフェイスブックページやアカウントへのコメント及び公式ページに対するコメントへの返信コメントは行わない。ただし、公式ページ運用の目的に照らして課長が特に必要と認めるものについては、この限りでない。

(他のフェイスブックページ等に対するシェア及び「いいね」機能等の使用)

第9条 公式ページでは、区政情報の発信に必要とされる機能のみを使用し、区以外のフェイスブックページ及びアカウントに関するシェア並びに「いいね」機能等は使用しない。ただし、公式ページ運用の目的に照らして課長が特に必要と認めるものについては、この限りでない。

(北区公式ホームページとのリンク)

第10条 コメント欄に記載するリンクのリンク先は、原則として北区公式ホームページのみとする。ただし、公式ページ運用の目的に照らして課長が特に必要と認めるものについては、この限りでない。

(投稿の削除)

第11条 他のユーザーによる次に掲げる投稿を禁止し、課長は、予告なく削除することができる。

- (1) 法令等に違反する内容又は違反するおそれがある内容
- (2) 特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権等、区又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反する内容
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報を特定、開示、漏えいする等、プライバシーを害するもの
- (10) 有害なプログラム等
- (11) わいせつな表現等を含む不適切なもの
- (12) その他、区長が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むホームページ等へのリンク

(その他)

第12条 このポリシーに定めるもののほか、このポリシーの実施について必要な事項は、課長が、別に定める。

付 則 このポリシーは、平成 27 年 2 月 21 日から施行する。